

下総第1188号
平成29年6月21日

下関市監査委員 阪 田 高 則 様
同 川 原 徳 也 様
同 木 本 暢 一 様
同 山 下 隆 夫 様

下関市長 前 田 晋太郎

定期監査の結果に関する報告に係る措置報告について

平成29年6月8日付け監査報告第13号により提出のありました定期監査の結果に関する報告書において、改善等を要する事項として指摘のありました事項について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき報告します。

定期監査の結果に基づき講じた改善措置

〔 菊川総合支所市民生活課 〕

① 購入した備品について、備品の取得手続きが行われていなかった。下関市会計規則では、「備品を取得したときは、遅滞なく備品取得書を作成し、会計管理者に報告しなければならない。」と定められているので、当該規定に基づき適正な備品管理を行われたい。

【指摘事項】①

備品の取得手続きが行われていなかったものについては、指摘後、直ちに備品取得書を作成し、会計管理者に報告しました。

今後は、出納保管の状況に留意し、手続きに遺漏のないよう、下関市会計規則に基づいた適正な備品管理に努めます。